

## 委 託 契 約 書 (案)

長野県警察本部長 阿部 文彦（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、警察本部庁舎建設事業に係る事業手法等調査検討業務に関する委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らすてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

### （委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- （1）業務の名称 警察本部庁舎建設事業に係る事業手法等調査検討業務
- （2）業務の内容 別添「警察本部庁舎建設事業に係る事業手法等調査検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### （履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和8年6月〇日から令和10年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 委託料は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

### （契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、受託者はその納付に代えて委託者に対して次の担保を提供する。

国債 記号〇〇〇〇号 番号〇〇〇〇号 額面〇〇〇〇円

- 2 委託者は、受託者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。ただし、受託者はこの契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結後、その保険証券を委託者に寄託しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間の2回以上の履行実績等、かつ、履行確実の場合）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、仕様書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届け出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、委託業務完了後、令和10年3月31日までに、委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（前金払）

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第10条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払限度額は、次のとおりとする。

令和8年度 〇〇〇〇円

令和9年度 〇〇〇〇円

(危険負担)

第11条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第13条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第14条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(貸与品)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施に必要な資料等を受託者に無償で貸与するものとする。

2 受託者は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、委託者に借用書を提出するものとし、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。

4 受託者は、その責に帰すべき事由により、貸与品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

(契約内容の変更)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

第16条の2 委託者と受託者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不相当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第17条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第17条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第17条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第18条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出し

ないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第12条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第17条から第17条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

#### （賠償の予約）

第19条 受託者は、第17条の2各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するかどうかを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第17条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### （暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第20条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

#### （疑義の解決）

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

#### （個人情報保護の保護）

第22条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項（別記）を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年6月 日

委託者 住 所 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

職・氏名 長野県警察本部長 阿部 文彦 印

受託者 住 所 ○○○○

法 人 名 ○○○○

代表者職・氏名 ○○○○長 ○○○○ 印

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### 1 法令等の遵守

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

#### 2 責任体制の整備

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### 3 作業責任者等の定め

- (1) 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- (2) 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- (3) 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### 4 取扱場所の特定

- (1) 受託者は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- (2) 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

#### 5 教育の実施

受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

#### 6 守秘義務

受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者にもらしはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

#### 7 再委託の制限

- (1) 受託者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）する必要がある場合は、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

ア 再委託の相手方の名称

イ 再委託が必要な理由

ウ 再委託を行う業務の内容

エ 再委託の相手方において取り扱う個人情報

オ 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容

カ 再委託の相手方の監督方法

(3) (2)の場合において、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(4) (2)及び(3)の規定は、再委託の相手方が更に委託を行う場合以降の契約についても同様とする。

## 8 派遣労働者の利用時の措置

(1) 受託者は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(2) 受託者は、委託者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

## 9 安全管理措置

受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講ずるとともに、作業従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 10 収集の制限

受託者は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示したうえで、本人から収集しなければならない。ただし、委託者の承諾があるときは、この限りでない。

## 11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

## 12 複製等の制限

受託者は、本委託業務において委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複製、加工又は複写をしてはならない。

## 13 受渡し

受託者は、委託者と受託者との間での個人情報の受渡しについては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

## 14 委託終了時における個人情報の消去等

(1) 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- (2) 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

#### 15 報告

受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

#### 16 監査及び検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- (2) 委託者は、(1)の目的を達成するため、作業場所への立入調査及び関係者への聞き取り調査をすることができるものとし、受託者及び再委託先に対して必要な情報を求め、及び本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- (3) (1)及び(2)の再委託の相手方が更に委託を行う場合以降の契約についても同様とする。

#### 17 漏えい等の事故の発生時における対応

- (1) 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故（そのおそれのある事案を含む。以下同じ。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に係る個人情報の内容、事故の発生場所、発生状況等を報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、委託者その他の関係者の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- (3) 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### 18 契約解除

- (1) 委託者は、受託者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する本委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

## 19 損害賠償責任

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。